

# 消費者相談室から



(若者に多い)

## あやしい儲け話にご注意を！

若者を中心に、儲かると言われ高額な商品を購入したが期待とは違ったり、友達などを勧誘すると報酬が支払われるため、勧誘に必死になる等のトラブルが発生しています。

### ◎事例1

知人から食事に誘われ出向いたところ、突然、投資教材DVDの勧誘を受けた。「儲かるチャンスを逃すな。お金は消費者金融で借りられる」と、虚偽の目的や年収を告げるように教えられ借金して契約した。DVD教材は結局使っていない。返済に困っていたら、仲間を紹介すると紹介料10万円を払うと言われ友人達に声を掛けたが、相手にしてもらえなかった。

### ■消費者相談室の対応

儲け話を餌に、経済に強くなるセミナーの受講料や高額な投資教材DVDなどを購入させ、その後友人や仲間を勧誘するように言う「マルチまがい」商法です。消費者相談室から事業者に解約交渉を行い、支払った金額の一部が返金されました。

### ◎事例2

20歳の娘が、先輩から儲かると言われてアルバイトを紹介された。友人や仲間などを勧誘すると報酬が払われる仕組みのようだ。自分でも高額な化粧品セットを購入している。これって、マルチ商法ではないか。

### ■消費者相談室の対応

マルチ商法であればクーリング・オフ制度が利用できます。契約の詳細を明らかにするため、当事者からの相談を勧めました。

〈※マルチ商法とは〉・・・商品やサービスを購入して販売組織に入り、友人や仲間などを勧誘して会員が増えると報酬が入る仕組みです。法律で厳しく規制され、嘘を告げて勧誘するなどの禁止行為を行うと処罰されることがあります。

\* \* \* \* \*

### ◆トラブルを避けるためのチェックポイント

- ▼簡単に儲かる話しはありません。話しを鵜のみにせず、内容を確認しましょう。
- ▼先輩や友人からの勧誘であっても、不審に思ったら「はっきり断る勇気」を持ちましょう
- ▼仲間を勧誘しトラブルになれば人間関係を壊すだけでなく、損害賠償請求されることもあります。
- ▼目的や収入を偽って借金してはいけません。返済出来るかよく考えましょう。
- ▼当事者は社会経験が未熟な場合も多く、周りで気付くことも大切です。